

双葉町告示第9号

双葉町産業交流センター使用料徴収等業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号。）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、地方自治法施行規則第12条の2の14第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

双葉町長 伊澤 史朗

1. 業務名 双葉町産業交流センター使用料徴収等業務
2. 指定公金事務取扱者
 - (1) 名称 株式会社サンアメニティ
 - (2) 所在地 東京都北区王子三丁目19番7号
3. 指定公金取扱者として指定した日
令和8年3月5日
4. 公金事務を委託した日
令和8年4月1日
5. 委託する期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日
6. 指定公金取扱者に委託した公金事務に係る収入
貸事務所施設及び商業施設並びに駐車場使用料